

令和8年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務 仕様書

1. 件名

令和8年度徳之島の生態系回復に向けたノネコ対策業務

2. 業務の目的

徳之島は世界自然遺産登録地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の一つであり、この島に生息するアマミノクロウサギ、ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミなどの固有且つ希少な野生生物は、「顕著な普遍的価値」として重要な構成種となっている。

しかし近年、不適切な飼養等に起因するネコの山中での生息や、ノネコやノイヌといったペット由来の外来哺乳類によるアマミノクロウサギ、ケナガネズミ等の捕食が確認され、徳之島の野生生物を取り巻く重大な脅威になっている。こうした状況に対し、今年5月には「徳之島における生態系保全等のためのネコ管理計画」を策定し、関係機関連携の下、ノネコの段階的な捕獲を継続して実施し、効果的・効率的な捕獲手法の確立をめざす方針となった。

本業務は、徳之島におけるノネコの効果的な防除を目的とし、データのとりまとめとその解析、防除手法の検討と実践を行うことで、効果的な防除手法を構築することを目的とする。

3. 業務の内容

本業務の実施事項は次のとおりとする。

(1) 事前打ち合わせ及び業務実施計画書の提出

本業務の開始に当たり、環境省徳之島管理官事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と1回程度打合せを行う（1回当たり2時間程度）。また、契約締結後7日以内に、スケジュール、実施方法等を含めた「業務実施計画書」を作成し、環境省担当官の了解を得ること。業務の遂行にあたり打合せの必要が生じた場合には、環境省担当官の指示のもと速やかに打合せを行うこと。なお、打合せはWeb会議システムなどを利用したオンライン形式で行うことも可能とする。

(2) カメラデータの整理

自動撮影カメラ60台により撮影されたノネコ等の以下に記載する動物種について画像データを動物種ごとにフォルダに振り分け、表計算ソフトの指定ファイルにそのデータを整理して入力する。

(カメラ記録対象種)

ネコ、イヌ、クマネズミ等の外来哺乳類、在来種及び希少種（アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミ、リュウキュウイノシシ、アマミヤマシギ、カラスバト、ズアカアオバト、アカヒゲ等）の他、比較的大型の脊椎動物を極力網羅すること。

なお、画像データについては「令和 8 年度徳之島における希少種保全を目的としたカメラ点検業務」の請負事業者より提供する（画像データ：合計 78,000（平均 6,500 枚 x12 か月程度））。

整理されたデータに関する概要を 1 か月に 1 度程度、環境省担当官に提出すること。

(3) データとりまとめ及び罠設置エリアの選定

(2) において入力したデータ及び「令和 7 年度徳之島におけるノネコ防除の効果的手法検討業務」の結果を分析し、(4) の業務においてノネコを捕獲するためのカゴ罠を設置するエリア（山クビリ線、井之川岳を含む 4 箇所程度）を選定し、環境省担当官と協議を行う。

(4) カゴ罠によるノネコの捕獲・排除

(3) において環境省担当官と協議したエリア 4 箇所程度に、ノネコを捕獲するためのカゴ罠を設置する（1 エリアあたり 10 基程度）。設置個所については設置時に GPS で位置情報を記録する。点検については以下の項目に基づき実施すること。

- ・設置した罠については、各罠につき原則として 1 日 1 回の点検を実施し、合計で 20 日間程度の設置を想定する（罠の設置・点検・ネコの捕獲に係る作業、回収含め、合計で 40 人日程度を想定。）。

- ・罠の稼働を停止する場合は、撤去を基本とするが、環境省担当官と協議の上で取扱いの詳細を判断すること。なお、撤去した罠は、次に稼働させるときまで保管すること。

- ・各罠には内部に誘引餌を設置する。点検の際には、誘引作用を維持するため、誘引餌の残量及び状態を確認し、必要に応じて適宜追加等を行うこと。

- ・ネコが捕獲された場合は、写真を撮影し、天城町旧クリーンセンターに搬送した上で、速やかに環境省担当官に報告すること。

- ・在来種が混獲された場合は、写真撮影及び必要な情報を記録した後、その場で速やかに放すこと。衰弱、傷病等により野生復帰が困難と判断された場合や、環境省担当官より指定した種が捕獲された場合には、環境省担当官に速やかに連絡し指示に従うこと。また、すでに死亡していた場合は、捕獲の

状況がわかるよう写真撮影をした後、速やかに環境省担当官に連絡し指示に従うこと。

・クマネズミ等の外来生物が捕獲された場合は、罠の入口が開かないよう固定したうえで、環境省担当官に連絡し指示に従うこと。

なお、捕獲に用いるカゴ罠（40 基程度）は環境省担当官より貸与するものとし、業務終了後は洗浄した上で環境省徳之島管理官事務所へ返納すること。

（５）不妊・去勢手術、ウイルス検査及びワクチン接種の実施

（４）の業務において捕獲したネコの不妊・去勢手術及びウイルス検査、ワクチン接種を行う（それぞれ 20 頭程度を想定）。ウイルス検査は猫エイズ・猫白血病の２種、ワクチン接種は３種混合とする。なお、検査等の実施前にマイクロチップ装着の有無を確認すること。検査等を実施したネコについて、検査等の実施結果とともに、個体識別番号・検査等実施日・体重・性別・推定年齢・妊娠の有無・マイクロチップの有無・その他備考を所定の様式に整理し、環境省徳之島管理官事務所宛てに、検査等実施後速やかに提出することとする。

なお、検査・手術に係る天城町旧クリーンセンターと実施機関の間のネコの運搬は、徳之島三町猫対策協議会が実施するものとする。

（６）報告書作成

（１）～（５）までの実施内容について、報告書を作成する。とりまとめの詳細については環境省担当官と調整する。

４．業務履行期限

令和 9 年 3 月 26 日まで

５．成果物

（１）報告書 8 部（A 4 軽印刷 30 頁程度）

（２）電子媒体

報告書、業務中に撮影した写真、自動撮影カメラの動物種ごとの JPEG ファイル、集計に用いた表計算ファイル等、全ての電子データを収納した DVD-R 等 2 枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は別添によること。

提出場所：環境省奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所

６．著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については再委託することができない。総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分以外については、「環境省の請負契約における再委託の申請について」（<https://www.env.go.jp/content/000405286.pdf>）を参照の上、事前に環境省の書面による承認を得た場合に限り、再委託することができる。
- (4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和7年度徳之島におけるノネコ防除の効果的手法検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和7年度徳之島におけるノネコ防除の効果的手法検討業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（TEL:098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft 社 Word
 - ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
 - ・画像：PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。

仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。) とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。